

第 5 回 Shigeru Kawai 国際ピアノコンクール <審査規程>

Rules of Judgment of the 5th Shigeru Kawai International Piano Competition

趣旨（第 1 条）

この規程は、第 5 回 Shigeru Kawai 国際ピアノコンクールの各審査における演奏、各賞の審査について必要な事項を定めるものとする。

審査の対象（第 2 条）

1. 審査委員は、自身が参加する審査会について、すべての出場者の演奏を審査しなければならない。
2. 前項の規定にもかかわらず、審査委員が欠席して出場者の演奏の全部または一部の審査を行わなかった場合は、当該審査委員が欠席した予選、本選または各賞に対応する審査は無効とする。

各審査の通過人数（第 3 条）

1. 各審査の通過者数は次の通りとする。

予備審査通過者（1 次予選出場者）	54 人
1 次予選通過者（セミファイナル出場者）	18 人
セミファイナル通過者（ファイナル出場者）	6 人
2. 前項の予備審査および 1 次予選の通過者数は、審査委員長が必要と認める場合は、主催者との協議の上変更することができる。

審査の方法（第 4 条）

1. 審査委員は、各出場者の演奏を最低 1 点から最高 25 点までの得点（整数）を付すことで評価する。
2. 各審査の評価は、第 4 条 第 8 項に該当する場合を除いて、前の審査の評価を考慮してはならない。
3. 予備審査においては、1 次予選の出場に値する演奏（合格）と判断した場合、17 点以上の得点（整数）を付すこととする。
4. 第 1 項の審査において、審査委員は、各出場者の演奏に対する評価を審査表（様式 1）に記入し、これに署名し、主催者に提出しなければならない。署名を欠いた審査表は無効とする。
5. 第 4 項において提出された審査表の得点は主催者によって集計され、合計点の高い順序に並べ替えられた上で集計表（様式 2）として審査委員へ提示される。一次予選、セミファイナル、ファイナルにおいては、演奏者ごとに最も高い点数と最も低い点数をそれぞれ 1 件ずつ排除した合計点数についても集計する。

6. 第 5 項の集計表は、審査委員の氏名、出場者の氏名および出場番号を伏せて作成するものとする。但し、第 4 条 第 8 項に該当する場合は、該当する出場者に限り出場者の氏名および出場番号を開示する。
7. 各審査の通過者および順位は、第 5 項の集計表をもとに審査委員と主催者との審議会によって決定する。
8. 1 次予選およびセミファイナルにおいて、次の選考への通過ラインに同点の出場者が複数名いるために第 3 条第 1 項に定める通過者数を絞り切れない場合、当該の同率出場者のうちより高い点数を付けた出場者を審査委員毎に確認し、その数が多い出場者から通過させる。当該の同率出場者に対して同じ点数を付けた審査委員がいた場合は、その審査委員の判断において順位を付す形で、より高い点数を付けた出場者として扱うものとする。
より高い点数を付けた審査委員の数においても同率の出場者がいた場合、審査委員は当該同率出場者のみを対象として匿名による投票を行い通過者を決定する。
投票を経てなお同率であった場合、セミファイナルにおいては 1 次予選の審査の点数の高い出場者から順に通過させる。
それでも決まらなかった場合は審査委員の協議により決定し、審査委員の協議においても決定できないときは、審査委員長のカ裁定により決定する。
9. ファイナルの順位は、まず第 1 位入賞者の有無について審査委員にて匿名の投票を行い、当該投票の過半数をもって決定する。
投票の結果第 1 位入賞者を有りとした場合、その人数は 1 名のみとする。複数の出場者が最高点を獲得した場合は、該当する出場者のみを対象として審査委員にて匿名の投票を行い決定する。
第 2 位以下の順位については、集計結果を基に審査委員の協議によって決定する。その際、複数名が同位入賞者となった場合は、当該同位入賞者の人数に応じて、次の順位以降を空位とする。
10. 審議会に立ち会った者は、その内容を一般に口外してはならない。またその議事は非公開とする。

審査結果の公表（第 5 条）

1. 審査の詳細な集計結果については、1 次予選、セミファイナル、ファイナルについてコンクール終了後に公式サイトへ公表するものとする。ただし、1 次予選については通過者のみ、その集計結果を公表する。
2. 審査委員は、各審査の選考過程において、審査表の審査委員氏名を明らかにするように求めることはできない。ただし、主催者が特別な事情があると認めたときは、主催者と審査委員長との協議の上、決定する。

3. 審議会における決定については、いかなる異議ないし不服申し立ても許されない。

出場者との接触の禁止（第 6 条）

審査委員は、1 次予選からファイナルまでの期間を通して、主催者が認めるものを除き出場者と接触してはならない。また電子機器を使用した連絡も不可とする。

日本語の規程への準拠（第 7 条）

この規程に関して発生する問題は、日本語の本規程に基づき、かつ日本の法律に準拠して解決される。

附則

この規程は 2025 年 2 月 26 日より実施する。